

消防法上の命令を受けている対象物 | 粕屋南部消防組合

公示の根拠

危険物の規制に関する規則第7条の5、粕屋南部消防組合火災予防違反処理規程第22条

命令を受けている対象物

防火対象物の名称、所在地等の一覧

防火対象物の所在地	福岡県糟屋郡久山町大字山田 549-1
防火対象物の名称	リサイクルショップ トラ屋
命令を受けた者の氏名	西峰物産株式会社 代表取締役 尾形 盛正
命令事項	指定数量以上の危険物の即時撤去
根拠法令	消防法第16条の6
命令日	令和7年8月5日

問い合わせ先 粕屋南部消防組合消防本部
予防課危険物係 TEL 092-935-1167（直通）
<http://www.kasuyanambu-syobo.jp/>